

球磨川下流域環境デザイン検討委員会規約

第1条（趣旨）

この規約は、「球磨川下流域環境デザイン検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この委員会は、球磨川下流域において実施される事業に対し、自然環境との共生のあり方について、意見を述べることを目的とする。

第3条（組織等）

委員会は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長が設置する。

2 委員会の委員は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長が委嘱する。

3 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。

第4条（委員長）

委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

第5条（委員会運営）

委員会は、委員長が召集し進行にあたる。

2 委員長は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聴くことができる。

第6条（公開）

委員会は原則公開とする。ただし特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるもの等の公開方法については、委員会で定める。

第7条（事務局）

委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 本規約は、平成25年1月29日から施行する。

附則（一部改正）

本規約は、平成26年1月15日から施行する。

附則（一部改正）

本規約は、平成26年12月10日から施行する。

附則（一部改正）

本規約は、平成29年10月23日から施行する。

附則（一部改正）

本規約は、令和元年11月11日から施行する。